

函館市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、子ども未来部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、渡辺宏身監査委員、植松直監査委員、福島恭二前監査委員および佐古一夫前監査委員が監査を行ったものである。

平成25年5月31日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

平成24年度 定期監査結果報告書（子ども未来部）

1 監査の対象部局

子ども未来部

2 監査の対象

財務監査

平成24年4月1日から平成24年10月31日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成24年12月4日から平成25年3月26日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

(1) 全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては，歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿，支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に執行されていた。

なお，子ども未来部において所管している歳入の滞納分の回収については，これまで強制徴収や簡易裁判所の支払督促申立て制度の活用により，着実に成果をあげていることから，引き続き，適切かつ積極的な取組みにより収納率の向上を図られるよう期待する。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては，現金出納簿，保管金払込書，収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果，次のとおり，改善等の措

置を要する点が見受けられた。

(ア) 現金取扱員および現金出納員による収入金の取り扱いについて

日本スポーツ振興センター保護者負担金および市立保育所給食費負担金において、現金取扱員は、現金を受領後、領収書を交付すべきところ交付していなかったほか、函館市会計規則第92条の規定により、引継書および現金出納簿を作成すべきところ作成していなかった。

また、日本スポーツ振興センター保護者負担金において、現金取扱員が受領した現金を会計職員の発令を受けていない職員に引き継いでいた。

これらのことから、現金取扱員および現金出納員による収入金の取り扱いについては、函館市会計規則および事務取扱に則った取り扱いに直ちに改められたい。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 収入事務について

収入事務においては、貸付元金収入（母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）を対象とし、貸付根拠および調定から収入に至るまでの執行状況を貸付申請書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

なお、母子福祉資金貸付金および寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納分の回収については、借主、連帯債務を負担する借主、連帯保証人への一斉催告や簡易裁判所の支払督促申立て制度を活用することにより収納率が向上し、取り組みの効果があらわれていることから、今後においても、引き続き債権回収対策に積極的に取り組み、新たな滞納の発生防止に努め、本制度の健全な運営を図られたい。

イ 支出事務について

支出事務においては、任意予防接種費を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。